

『管子』経言類の法思想について

横山, 裕
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/18120>

出版情報：中国哲学論集. 16, pp.37-53, 1990-10-10. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

『管子』経言類の法思想について

横山 裕

はじめに

『管子』八十六篇は、各篇の成立年代に大きな幅があり、また目録分類上「道家」或いは「法家」として取り扱いが分かれるように⁽¹⁾、思想的に一家、一時代の枠組みに集約されるものではない。内容的に見ても、そこで説かれることは儒道法の思想のみならず時令・経済・軍事等にまで及び雑著の様相を呈している、特定の思想を説く典籍として性格付けることは困難である。しかしながら『韓非子』五蠹篇には「今、境内の民皆、治を言い、商管の法を蔵する者、家ごとくに之あり。」⁽²⁾という記述があつて、所謂法家思想を集大成した思想家韓非の目には「管の法」と記された如く『管子』は法思想を説く書物として映つたと考えられる。それでは、この「管の法」として韓非に認識された『管子』の法思想とはいかなるものであつたのか、換言すれば韓非は『管子』の法思想をどう理解したのか、このことについて考えてみたい。したがって、本稿は、韓非以前に成立したと考えられ、かつ『管子』の思想全体の核と見なされる経言類を中心資料として進められる。

一

経言類の法思想はこれまで未発達なものとして認識されてきた。その根拠として経言類の成立が他篇と比べて古いことと、「法」という言葉が直接用いられている箇所が極めて少なく「法」を専論とする篇や「法」中心的な記述が見られないことが指摘されている⁽³⁾。確かに経言類では「法」という言葉よりも「令」という言葉が多く用い

られていて、「令」の実行に重きが置かれている。しかしながら、少ないとはいへ「法」という言葉を用いた記述の存在が認められる以上、そこから『管子』の「法」について何らかの性質を導き出すことは不可能ではないと考える。そこで、先ず比較的纏まって「法」という言葉が用いられている七法篇と版法篇との二篇を中心に直接「法」として記述される「法」の定義、性質等を明らかにしてみたい。

經言類で「法」についての直接的な定義がなされているのは、

「尺寸なり、繩墨なり、規矩なり、衡石なり、斗斛なり、角量なり。之を法と謂ふ。」

という七法篇の記述だけである。これは、天下を統一するために知らねばならない法則とその対処の方法として挙げられた則、象、法、化、決塞、心術、計数⁽⁴⁾のうちの法についてなされたものである。文字通りに解釈すれば「法」は墨繩、秤、升といった度量衡の基準のことであるが、「法」と併記される「則」が自然界の不変の法則、「象」が物の動静及び形態の法則を意味していることと、七法篇に続けて、

「法に明かならずして、民を治め衆を一にせんと欲するは、猶ほ左に書きて右に之を思むるがごとし。」

「民を治め衆を一にするに、法を知らざるは不可なり。」

と言う記述があつて「法」の政治的な必要性が「衆を一にする」という人民統制のために説かれていることとを合わせ考えると、「法」は度量衡の基準というよりはむしろそれらに比喻される民衆の間における一定の法則を意味するものであると考えられる。即ち、「法」は社会における人為的な基準・規定として認識されるものであると云えよう。人民統制に関して版法篇に、

「衆を齊ふるは私を廢するに在り。」

とあつて、人民統制とは私的なものを廢止することであると説かれることから、「法」は国家により規定される基準、即ち社会において「私」に対する「公」としての性質を持つものであることが窺い知れる。

つまり、「法」が「則」「象」と言った法則を意味する言葉と併記されることと人民統制の手段として記され公的な性質を持つことから、「法」は、七法篇の文字通りに度量衡の基準ではなく、それに比喻される社会的人為的な基準・規定を意味するものであると云えるわけである⁽⁵⁾。この他、「法」が具体的な度量衡の基準を意味するも

の�なく、て広義で普遍的な基準・規定を意味することは「法」と言う言葉の用いられ方からも明らかにされる。「尺寸なり、墨繩なり…之を法と謂う。」と唯一「法」の定義が示されている七法篇にたとえば、

「百匿は上威を傷り、姦吏は官法を傷り、姦民は俗教を傷り、賊盜は国衆を傷る。」

「刑法審かならざれば、則ち盜賊勝つ。」

という記述があつて、ここで「法」は「官法」「刑法」の如く用いられている。仮に「法」を定義された文字通りに度量衡の基準として考えると、この「官法」「刑法」は解し難いものとなつてしまふ。こう考えると、たしかに「法」の文字通りの定義は度量衡の基準であるが、「官法」「刑法」として用いられることから、實際は度量衡に比喩される普遍的な基準・規定として「法」は定義されるものであると言えよう。そしてこの基準・規定の具体的な対象は「官」「刑」即ち官僚や刑罰なのである。

「官法」即ち官僚を対象とした「法」についての記述を見ると、

「法を明かにし教を審かにし、常を立て能を備ふれば、則ち治まる。同異、官を分てば、則ち安し。」⁽⁵⁾ (幼官篇)

「府官を定め、名分を明かにして、審かに羣臣有司を責むれば、則ち下は上を乗がず、賤は貴を乗がず。」

(幼官篇)

とあつて、職務権限や人事についての規定であることが分かる。しかしながら、経言類での官僚についての議論は概ね、

「能を察して官を授け、禄を班ちて賜予するは、民を使ふの機なり。」 (権修篇)

「国に、徳義の未だ朝に明らかならずして而も尊位に處る者有れば、則ち良臣進まず。功力の未だ国に見れずして、而も重禄有る者有れば、則ち勞臣進まず。事に臨みて民に信ぜられずして、而も大官に任ぜらるる者有れば、則ち材臣用ゐられず。」 (立政篇)

「賢を見て讓ること能はざるには、尊位を与ふ可からず。」 (立政篇)

のように、有能な人材の登用と適材適所の人事とに終始して、官僚を規定する具体的な内容についてはほとんど言及がなされていない。この理由は経言類の官僚認識から明らかにされる。『韓非子』では、官僚は法を遵守す

るだけで自主的な判断で行動することがなく、君主の「術」によって操られるだけの政治的手段にすぎないが、経言類では、

「上下、和せざれば、令乃ち行はれず。」（形勢篇）

「上下、和せざれば、安しと雖も必ず危ふし。」（形勢篇）

「一体の治有り、故に能く号令を出し、憲法を明らかにす。」（七法篇）

とあって、官僚は君主と共に政治を行う相手として認識されている。これは官僚を自主的な判断の出来る人間として認めて、その判断の正しきに期待しようとするものである。そこで問題となるのは、共に政治を行うに相応しい人物を登用することであり、その能力を十分に生かすことであって、官僚を歯車の如く用いる条件を整えることではなかった。それで、経言類では官僚について有能な人材の登用と適材適所の人事とが多く語られ、官僚を規定する具体的な内容についてはわずかしか言及がなされなかったと考えられる。

「官法」についての詳しい論が見られなかったのとは対照的に、「刑法」についての記述及び刑と対をなす賞についての記述は、経言類で多く見ることが出来る。

「必死の路を明らかにすとは、刑罰を厳しくするなり。必得の門を開くとは、慶賞を信にするなり。」（牧民篇）

「地博くして、而も国貧しきは、野辟けざればなり。民衆くして而も兵弱きは、民恥無ければなり。故に末産禁ぜざれば、則ち野辟けず、賞罰信ならざれば、則ち民恥無し。」（権修篇）

「罪有る者も上を怨まず、賞を受くる者も貪心無し。則ち列陳の士、皆其の死を軽んじて、難に安んじ、以て上事を要む。兵を為むるの極なり。」（七法篇）

「武威（必罰）既に明かなれば、令は再行せず。」（版法篇）

これらの記述から、人民統制、民力の国家利用、令の現実的な実行等は信賞必罰を行うことよって可能であると認識が窺い知れる。即ち、経言類に於いて賞罰は国家運営に当たってその根幹を成すものとして捉えられていて、賞罰の厳正な執行は絶対条件であった。そこで、賞罰の厳正な執行を確実なものとする為に、その事自体を規定する「法」が必要とされたと言えよう。

ところで、經言類でいわれる「法」は社会的人為的な基準・規定と定義できるものであったが、經言類には「法」として言及されるものとは別に基準・規定として定義できるものを見ることが出来る。

「上、度に服すれば、則ち六親固く、四維張れば、則ち君令行はる。」（牧民篇）

「上に量無ければ、民乃ち妄に、文功禁ぜざれば、民乃ち淫に、両原を障がざれば、刑乃ち繁し。」（牧民篇）

「地の財を生ずるに時有り、民の力を用ふるに倦む有り。而して人君の欲は窮まり無し。時有ると倦む有るとを以て、窮まり無きの君を養ひ、而も度量其の間に生ぜざれば、則ち上下相疾むなり。是を以て臣、其の君を殺すこと有り、子、其の父を殺すこと有り。」（權修篇）

「度」「量」「度量」等の言葉がそれである。これらの言葉で言及される対象は「上、度に服すれば」とか「上に量無ければ」からわかるように為政者についてである。官僚や賞罰に基準として「法」があったことを考えると、それらを用いて実際に政治を行う為政者にも基準・規定となるものが必要とされても不思議ではない。それでは、なぜ為政者の基準・規定として「度」「量」「度量」等の言葉が用いられて「法」という言葉が用いられないのだろうか、という疑問が生じる。この疑問については後に「令」との関係から明らかにするつもりであるが、ここで注目すべきことは、「度」「量」「度量」等は為政者が政治を行ううえでの規定・基準であって、それによらねば政治がうまく行われないことから為政者を束縛する性格のものである、ということである。

經言類で直接「法」として記述される「法」及び「度」「量」「度量」といった「法」に準じる記述を通して「法」について考察してきたが、それは以下の如く総括することが出来る。

經言類で説かれる「法」は、人民統制を行うための人為的社会的な基準であって、それは民間における私に対して、公的な性質を持つものとして位置づけられる。具体的には一つは官僚の基準・規定となる「官法」であり、もう一つは国家運営上必要不可欠な賞罰の厳正なる執行を確実なものとする為に、信賞必罰を規定したものである。さらに、基準・規定という意味での「法」と同じレベルで「度」「量」「度量」等が為政者の執政上の基準として説かれていて、それは為政者を束縛するものである。こうした「法」及び「度量」は人民のみならず為政者をも対象とする政治組織上すべてに於ける基準・規定なのである。

経言類の「法」が為政者、官僚、人民、賞罰を網羅する基準であることは、

「上、身服して以て之に先だち、度量を審かにして以て之を閑ぎ、郷に師を置きて以て之を道みちぎ、然る後に之に申ぬるに憲令を以てし、之を勸むるに慶賞を以てし、之を振すに刑罰を以てす。」（権修篇）

という文が明確に示している。先ず為政者が守るべき基準を自らが守り、ついで社会の基準（法）を明らかにして、それに反するものを取り締まり、「法」に規定された官僚が「法」にしたがって人民を治める。然る後に命令を出し、その実行を賞罰を用いて確実なものとする。このように、政治が行われるすべての段階に於いて「法」は基準・規定として機能するものである。

もとより経言類には直接「法」の言葉でなされる記述が極めて少ないので、ここで「法」についての詳細な考察を行うことには自ずと限界があるわけだが、経言類で直接「法」と言われるものの概要は明らかにできたように思う。そこで次に「法」とは反対に経言類で頻繁に言及される「令」について節を改めて考えてみたい。

二

はじめに述べたように、経言類の成立が比較的古いことと「法」という言葉よりも「令」という言葉が多く見られることから、経言類の「法」思想は未発達なものとして認識されてきた。ここでいう「令」とは「法」の普遍性より一段階下がった個別的・具体的な訓令・禁令を意味する。しかしながら、経言類は成立時期に大きな隔たりを持ち、雑多な内容を有する篇の集まりである。このことを考えたとき、そこで頻繁に説かれる「令」は果たして個別的・具体的な訓令・禁令としてだけの認識で収束できるものであろうか。経言類の諸篇と同様にそこで説かれる「令」にも内容的に幅があつて、そこには個別的・具体的な訓令・禁令以外の別な「令」もあり得るのではないだろうか。以下このことを踏まえて「令」について考証を進めたい。

「令」が個別的・具体的な訓令・禁令の性格を有することは立政篇の首事の記述が顕著にそのことを示している。「凡そ將に事を擧げんとすれば、令必ず先ず出す。曰く、事將に為さんとす、と。其の賞罰の数は、必ず先ず之

を明かにす。事を立つる者は、謹みて令を守り、以て賞罰を行ふ。事を計り令を致し、賞罰の加はる所を復す。令の謂ふ所に合はざる者有れば、功利有りとも雖も、則ち之を専制と謂ひ、罪死して赦さず。首事既に布き、然る後に以て事を擧ぐ可し。」

この記述の冒頭の一文によつて「令」が国家事業遂行のために君主からその都度出される命令であることがわかる。ここでいわれる「令」は「事を擧げん」ときに出されるものであるから、出される「令」の有効期間・適用範囲は一々異なるものといえる。したがつてこの「令」は一般性・普遍性を持たないものであつて、この点において「法」とは見なされないものである。しかし、だからといつてこの「令」を「法」と全く無関係ということは出来ない。それは、この首事の記述から「令」に賞罰が付随していることが窺えるからである。ここで注目したいことは、「令」に賞罰が付随することによつて「令」がその基準となることである。つまり、「令」が基準としての意味を持つた場合、本来或る目的達成のために出された「令」が、「令の謂ふ所に合はざる者有れば、功利有りとも雖も：罪死して赦さず」というようにその目的を十二分に達成させた者を罰するという事態を引き起こすことになるのである。この事は、所謂法至上主義に近似するものと言えよう。

立政篇には首事とは別に首憲に「令」についての記述がある。

「正月の朔、百吏、朝に在りて、君乃ち令を出し、憲を国に布く。五郷の師、五屬大夫、皆憲を大史に受く。大朝の日、五郷の師、五屬大夫、皆身ら憲を君前に習ふ。大史既に憲を布き、籍を太府に入る。憲籍、君前に分たれ、五郷の師、朝を出て、遂に郷官に于いて、郷屬を致し、游宗に及ぶまで、皆憲を受く。憲既に布き、乃ち反りて令を致し、然る後に敢て舎に就く。憲未だ布かず、令未だ致さざれば、敢て舎に就かず。舎に就く、之を留令と謂ひ、罪死して赦さず。…：憲既に布かれ、憲を行はざる者有れば、之を令に従はずと謂ひ、罪死して赦さず。憲を考へて、而も太府の籍に合はざる者有れば、侈きを専制と曰ひ、足らざるを虧令と曰ひ、罪死して赦さず。首憲既に布き、然る後に以て憲を布く可し。」

ここでいわれる「令」は、個別的・具体的な訓令・禁令というよりも、結論的に言えば、「法」としての性格を有するものである。それは、「令」が時令として「正月の朔」に布告されると定められていることから、「令」が必

要に応じ時を選ばずして出されるような個別的・具体的なものではないことから明らかにされる。ここで出される「令」は、言わば君主による一年の施政方針であって国政における最高方針として明文化され、全ての人民がこれに従わなければならないものである。したがって、「令」を地方行政組織の末端まで行き渡らせるように官僚による伝達の遅れを厳しく罰したり、地方官僚による正確な実行を確実なものとするために、君主の手に「令」の複写を残しておいて官僚の行為を検証できるようにしたり、功の有無に関わらず「令」に合致しないものを厳しく罰したりするということになる。つまり、ここで言われる「令」は、はっきりと明文化されて政治上即ち「公」的な場に於いて官僚を含む人民の行為を少なくとも一年間普遍的に規定する基準として機能するものである。この点においてこの「令」は「法」と同じ性質を有するといえよう。

「令」が時間的にも長く普遍的に国政の基準として位置づけられることは、

「千里の外、二千里の内、諸侯三年にして朝し、命を習ふ。二年に、三卿、四輔に使ひす。一年に正月朔日、大夫をして来り修めしめ、命を三公に受く。二千里の外、三千里の内、諸侯五年にして会し、命を習ふ。三年に、名卿、事を請ふ。二年に、大夫、吉凶を通ず。三千里の外は、諸侯世にして一たび至る。十年に、重適入り、礼儀を正す。五年に、大夫、変を受くるを請ふ。」(幼官篇)

というような諸侯に君主の命令を領地の遠近に応じて学習させ周知に努めていたという記述からも明らかである。以上が経言類で見られる「令」の性質についての考察であるが、総括していえば「令」は、個別的具体的な訓令・禁令としての「令」と、国政上時間的にも長く普遍的に基準として機能する「令」との二つの性格に分別することが出来る。後者は明文化され普遍的に基準として機能する点に於いて「法」と同じ性格を有すると言える。また、前者も「令」が賞罰の基準となる点に於いて法思想の片鱗をうかがうことが出来るものである。

ところで、「令」の性質は以上述べたように二つに分別されるものであるが、いづれにしてもそれは政治上何らかの目的を達成するために君主によって出されたものである。とすれば、「令」は実際に履行されなければ意味をなさないものである。では、経言類では「令」が実際に社会で機能される為に何如なることを必要条件と見なしていたのか。この条件を「某々では令が行われない」という記述から考えてみたい。

「上下、和せざれば、令乃ち行はれず。衣冠正しからざれば、則ち賓者肅まず。進退に義無ければ、則ち政令行われず。」（形勢篇）

「朝廷肅まず、貴賤明かならず、長幼分たず、度量審かならず、衣服等無く、上下節を凌ぎて、而も百姓の政令を尊主するを求むるも、得可からざるなり。」（権修篇）

「重、下に在れば、則ち令行はれず。」（七法篇）

ここで「令」が社会で機能するために挙げられる条件は、恣意的ではない君主の行為と君臣関係・官僚機構等の身分制度とが確立していることであるといえよう。つまり、「令」が機能するためには、君主の行為には一定の秩序がなければならず、また君主を頂点とした身分制度が厳格に存在し、正しい官爵制度がなければならぬのである。

このように考えると、これらの条件は前節で論じた「法」とそれに準じる「令」とによって規定されるものであることがわかる。即ち、君主について言えば、人事を含めた論功行賞・刑罰は既に明文化された「法」（もしくは「令」）に因らねばならないし、政治を行う上でも人民に知らしめた施政方針から外れることは出来ないことから、その行動を恣意的にすることは自ずと不可能である。官僚について言えば、その職務権限・領域は「法」で定められ違反を犯した際の罰則規定も明らかであって、しかもその実行は「法」で確実なものとされていることから職務権限・領域を犯すことは理論上はない。また人民については、言うまでもなく被支配者階級として「法」に捕捉されていて、その地位は不変のものとされている。このように、「令」が履行されるための条件を実際に社会に完備させているのは基準としての「令」、及び「法」なのである。つまり、「令」は自らが機能するための環境を自らが基準として機能することによって、あるいは「法」によってつくり出しているといえる。これは、政治上の全てのことを「法」の枠組みの中に取り込んで、その中でのみ政治を行おうとする法実証主義の政治体系に他ならないといえよう。

もとより経言類で指摘される「令」が履行されるための条件は、すべてがこの政治体系の中に取り込まれるものではない。「法」的なもの以外によって実行の保証される「令」も多く見られる。

「四維張れば則ち、君令行はる。」（牧民篇）

「令を流水の原に下すとは、令、民の心に順なり。」（牧民篇）

「軽々しく衆を用ひて、民をして勞せしむれば、則ち民力竭く。…民力竭くれば、則ち令行はれず。」（權修篇）

「則に明ならずして、号令を出さんと欲するは、猶ほ朝夕を運均の上に立て、竿を擡かして其の末を定めんと欲するがごとし。」（七法篇）

「心術に明かならずして、令を人に行はんと欲するは、猶ほ招に倍きて必ず之を射んとするがごとし。」（七法篇）

「姦民は俗教を傷り…教へ傷るれば、則ち令に従ふ者輯がず。」（七法篇）

「民、足らざれば、令乃ち辱しめらる。民、殃ひに苦しめば、令行はれず。」（版法篇）

「植固くして動かざれば、倚邪乃ち恐る。倚革まり邪化すれば、令往き民移る。」（版法篇）

たとえば、「四維」を張る、民心に従う、「則」「心術」に精通する、「俗教」を保護する、君主が確固たる天心をもたねばならない等、実に様々な条件が言われているのがわかる。これらの「法」以外の要素が実際の政策である「令」を保証しているような政治状態は、政治のうえで社会における全てのこと「法」以外の介入を許さない法実証主義の視点から見ると、法治として不完全であるといえる。

以上「令」の履行を保証する条件についてみてきたが、その条件には、法実証主義による政治体系に組み込まれるものと、基準としての「令」あるいは「法」以外のものによって保証されるものが混在していた。この法実証主義の枠内に取り込まれない後者の存在こそが、經言類の、ひいては『管子』の雑多な所以の一つであって、換言すれば「法」思想の未発達な証拠であるといえる。しかしながら、經言類には「令」の実行を「法」で保証する法実証主義による政治体系が既に存在していることは事実として認められる。したがって、あとは基準としての「令」及び「法」以外によって保証される条件をこの体系内に取り組むかあるいは否定することが出来れば、理論的には容易に完全な法実証主義による政治が実現されうる。このように考えたならば、經言類の「法」思想は未発達ではあるが、しかしながら既に法実証主義による政治体系の原型を有するまでに到っていたといえよう。

ところで、經言類では「令」それ自体のあり方はどのように記述されているのだろうか。「令」それ自体に望まれる条件について考えてみる。

「風雨は郷無くして、怨怒及ばざるなり。貴は以て令を行有り、賤は以て卑を忘るる有り。」（形勢篇）

「智者之を知りて、愚者知らざるは、以て民を教ふ可からず。巧者之を能くして、拙者能くせざるは、以て民を教ふ可からず。一たび令して民之に服するに非ざれば、以て大善と為す可からず。夫人にして之を能くするに非ざれば、以て大巧と為す可からず。」（乘馬篇）

「重宝^重の為に其の令を虧かず。故に曰く、令は宝よりも貴し、と。」（七法篇）

「驟々令して行はれざれば、民心乃ち外にす。」（版法篇）

これらの記述から「令」のあり方として、周知、安定、公平かつ確実な実行を見ることが出来る。「令」は明文化されていて実定法と等しいものであるから、それは階級、官爵を問わず万人によって知られていなければならない。万人が同じ物を知ることによって始めて基準としても機能する。また万人が周知することによって「令」が遵守されているか否かについての相互監視の環境は作られるのである。そこで、「令」を制定する君主および処理する官僚は、万人の監視下におかれることになって、「令」の実行において不公平であったり不確実であったりすることは許されないのである。また、周知される事が前提となる以上、「令」自体については極力安定したものでなければならぬのである。

ここまで「令」について考えてきたが、次は前節で述べた「法」との相互関係を整理してみたい。またその上で、経言類に於いて特殊な部分である権修篇の後半部で説かれている「法」と比較して「令」と「法」の関係を検証することにしたい。

三

経言類で説かれる「法」と「令」に関する記述は以下の如く要約できる。

「法」は人民すべてを捕捉するものであり、その目的は、君主により制定される公的基準を国内に設定することによって人民統制を行うことであった。そこで、具体的に基準として挙げられていたのは、官僚を規定する「官法」

であり、刑罰の執行・論功行賞についての「法」であった。また、基準としての意味あいから「法」と同様に説かれる「度」「量」「度量」が君主を規定するものとして説かれていた。

「令」には、具体的な訓令・禁令としての「令」と普遍的な基準としての「令」と二通りの「令」があった。また、「令」の履行は様々な条件によって保証されているが、「令」自らが自らの履行を保証するという法実証主義的な政治体系が既に具備されていた。「令」自体のあり方としては、周知、安定、公平かつ確実な実行等が説かれていた。

このような「法」と「令」とを総合的に捉えたとき、その関係において「令」から「法」へ基準としての普遍性が増しながら移行している様を窺うことが出来る。そもそも、「令」が実際に履行されるか否かへの経言類の言及頻度の高さからみて、経言類の主張の根本にあるものは現実重視の考えである。これは具体的には、如何にすれば実際の政治がよりうまく行われるか、国家目標が達成されるか、ということである。それで、経言類では数多く「令」の履行について言及がなされたと言える。この場合の「令」は、個別的具体的な訓令・禁令であって、政治の必要に応じた具体的目標である。そこで、この目標を実際に達成するために経言類では「令」に賞罰規定が付随したり、官僚人事の整備・君臣関係の確立等が「令」の履行と合わせて説かれることになった。ここで本来現実在即した形の具体的な目標であった「令」に規定・基準としての意味が加味されたり、更に進んで基準としての「令」が出されるようになったと考えられる。この基準としての「令」は具体的な目標としての「令」が履行されるための条件整備の役割を果たすものである。ところが、その条件が賞罰、官僚制度、君臣関係、君主のあり方等に纏まるにしたがって、基準としての「令」も普遍的一般的なものになっていったと考えられる。そうした「令」の普遍化一般化が最大限に成されたものがまさに「法」として提唱されたといえよう。そこで、経言類でいち早く普遍化一般化が進んだのが「令」が履行されるために重視された賞罰と官僚及び君主に関するものであり、それが「刑法」「官法」「度量」として説かれたのである。そして、これらは、「令」を人民に履行させることを目的として制定されたが、政治社会全体で捉えて換言すれば、「令」の実行を絶対とする政治環境作りを目的とした人民統制の手段に他ならないのである。したがって経言類では、「法」自体については人民統制の手段として認識されることになっ

たといえよう。

ここで注意すべきことは、先に疑問として残しておいた、君主を規定するものが「度量」等の言葉で説かれていて「法」として説かれていないということである。「法」が「令」の履行を確実なものとする基準であることから考えると、その意味において君主を規定するものも「法」と言える。ところが、君主は官僚や人民とは立法者という点において決定的に立場を異にするものである。したがって、君主は既に明文化された「法」に規定されることはもちろんであるが、さらに、「令」が履行されるために立法段階で要求される条件にも規定されることになる。この規定は、官僚及び人民を規定する明文化された「法」や「令」とは異なり、君主のみを対象とするものである。つまり、君主のみを対象として社会に明文化されないという点において「法」ということは出来ず、経言類ではそれを「度」「量」「度量」と呼んだと考えられる。

「令」から「法」へと発達していく様は、「令」と「法」自体についての経言類での言及の有無からも明らかである。即ち、「令」については、周知、安定、公平かつ確実な実行等がそのあり方として言及されていた。これはそれだけ「令」が政治的基準として強く認識されていて、それ自体について深く考察が行われていた証拠である。これに対して「法」についてはそれ自体はどうあるべきかという考察は、経言類では見ることが出来ない。つまり、経言類での「法」認識は、現実の政治をうまく行うための基準としての「令」が普遍化一般化したものを「法」と定義したまでにすぎないのである。しかしながら、このことを逆に見れば、経言類には「法」と定義されるだけのものが既にあつたということになるのである。

ところで、幼官篇にみられるように、経言類には後世の文章が混入していると考えられるところがいくつかある。権修篇の後半部分もそうである。権修篇後半部の「凡そ民を牧する者は、士をして邪行無く、女をして淫事無からしむ。」という文章より後は、「凡そ民を牧する者は」という言葉を主語にした文章がそれぞれに段落を形成している、前半の権修篇の内容と趣を異にしている。このことから、この部分を、亡失した牧民解篇の一部とする見方がある。しかしながら、現存する管子解の諸篇と体裁が異なることから、この見方をそのまま認することには慎重にならざるを得ない。ともかく、現状で明らかであることは、この部分が牧民篇を踏まえた後世の解釈であると

いうことである。したがって、この部分は経言類に含まれてはいるが、その伝える内容は経言類より下ったものであつて、経言類の思想を發展させたものを有しているといえよう。そこで、この部分で説かれる「法」について明らかにしてみたい。

ここでなされる「法」についての記述は以下の如くである。

「凡そ民を牧する者は、民の御す可きを欲するなり。民の御す可きを欲すれば、則ち法は重んぜざる可からざるなり。」

「法は將に朝廷を立てんとする者なり。將に朝廷を立てんとすれば、則ち爵服は貴ばざる可からざるなり。」

「法は、將に民力を用ひんとする者なり。將に民力を用ひんとすれば、則ち禄賞は重んぜざる可からざるなり。」

「法は、將に民能を用ひんとする者なり。將に民能を用ひんとすれば、則ち官を授くること審かにせざる可からざるなり。」

「法は、將に民の死命を用ひんとする者なり。民の死命を用ふる者は、則ち刑罰は審かにせざる可からざるなり。」

ここでまず始めに「法」は人民統制の手段であるという基本認識が示されていて、ついで具体的な「法」の政治目的が説かれている。それは即ち、朝廷の權威を確立するための爵位、人民を国家目的に沿つて誘導し使役するための禄賞、行政組織の効率向上のため適材適所を確実にする官僚人事、人民を戦争で使役するための刑罰についてである。これらと合わせて、

「爵服、不義に加はれば、則ち民、其の爵服を賤しむ。民、其の爵服を賤しめば、則ち人主尊からざる可からざるなり。人主尊からざれば、則ち令行はれず。」

「禄賞、無功に加はれば、則ち民、其の禄賞を軽んず。民、其の禄賞を軽んずれば、則ち上、以て民を勸むる無し。上、以て民を勸むる無ければ、則ち令行はれず。」

「官を授くること審かにせざれば、則ち民、其の治を問す。民、其の治を問すれば、則ち理、上通せず。理、上通せざれば、則ち下、其の上を怨む。下、其の上を怨めば、則ち令行はれず。」

「刑罰審かならざれば、則ち辟就有り。辟就有れば、則ち不辜を殺して有罪を赦す。不辜を殺して有罪を赦せ

ば、則ち国、賊臣より免れず。」

と言ひ、爵位、禄賞、人事、刑罰について確固たる基準がなければ、それぞれに政治的な混乱が生じ、その結果として本当に具体的な政治目的である「令」が履行されなかつたり、国家にとつて有害な臣民が生じることになると指摘している。そこで、このような政治的な混乱を未然に防ぎ「令」の履行を保證するためのものとして「法」は認識されるのである。

以上が権修篇の特殊な部分に示されている「法」認識であるが、これと経言類で説かれている「法」とを対照した場合、その基本認識を人民統制としてゐることを始めとして、それは、爵位に關することを行賞或いは人事として考えれば、論功行賞、刑罰、官僚に關する規定であり、「令」の履行を保證するものであるとされる点においてすべて一致する。ただ注意すべき点は、経言類の「法」が「令」を起点としてその基準としての役割の延長線上のものとして説かていて、決して「法」それ自体が主体として（主語として）説かれることがなかつたことに比べて、ここでははっきりと「法」が主体として説かれてゐることである。即ち、経言類では「令」の基準の一般化普遍化したものを「法」と定義したにすぎなかつたが、時代が下ると「法」それ自体が主題として考察の対象となつて説かれてゐる点において「法」思想が進歩してゐるといえる。しかしながら、経言類で定義された「法」とそれより後に主題として考察され導き出された「法」とが一致するということは、『管子』の「法」思想の基本認識は既に経言類で定義された「法」の枠を出ないものであることの証拠であるといえよう。

おわりに

経言類で説かれる「法」思想について考えてきた。これまで経言類の「法」思想は未発達なものとしてきたが、「法」に通じる基準としての「令」が説かれてゐることと、一部の資料ではあるが後世の「法」思想と一致することから、一概には未発達といいきつてしまえないことを明らかにしたつもりである。

そもそも、各篇の成立時期と説く内容に大きな隔たりがある経言類を一つの纏まつた資料として取り上げたのは、

韓非が読んだと考えられる『管子』が経言類を中心としたものと考えられるからである。つまり、韓非が自己の主張を構築するうえで『管子』から如何なることを吸収したかを知らんとする為には、先ず『管子』経言類の「法」思想を明らかにしなければならぬと考えたからである。しかしながら、本稿で明らかにした『管子』経言類の「法」思想が本場に『管子』の「法」思想の基本認識となりうるかどうかは、経言類以外の『管子』諸篇で説かれる「法」思想に演繹できるか否かの考証を経なければ確認できないことである。このことと韓非が『管子』から受けた影響については今後の課題にしたいと思う。

註

- (1) 『漢書芸文志』では道家に列せられているが『隋書經籍志』以降は法家に列せられている。
- (2) ここでは商鞅と並記されていることから「法」は農業を主体とした国土開発に関係して述べられたものである。町田三郎氏「『管子』と『呂氏春秋』」（中国哲学論集七）
- (3) 金谷治氏『管子の研究』第四章「『管子』の思想（上）」第四節「法思想」を参照されたい。
- (4) 「故曰、治民有器、為兵有數、勝敵國有理、正天下有分。則、象、法、化、決塞、心術、計數。」（七法篇）
- (5) 原文は「有衆在廢私」に作るが、郭沫若の説にしたがって有を齊に改めた。管子集校上、一〇二頁参照
- (6) 尺寸や墨繩などの度量衡を「法」の比喩として用いる例としては「先王縣權衡立尺寸而至今法之、其分明也。……故法者國之權衡也」（『商君書』修權）「夫不待法令墨繩而無不正者、千萬之一也」（『商君書』定分）「則貴重之臣必在繩之外矣」（『韓非子』孤憤）
- (7) この幼官篇の二つの記述は、今、幼官篇に見えるが原篇ではなく後に付随したものである。町田三郎氏「管子幼官攷」（東北大学教養部文科紀要第九集）経言類の官法の一例ではあると思う。
- (8) このことに関しては、石川英昭氏「韓非子の法思想②」（鹿児島大学法学論集第十八卷第一・二号合併号）を参照されたい。
- (9) 原文は「民無取」に作るが、洪頤煊の説に従って取を恥に改めた。管子集校上、三十七頁参照
- (10) 原文は「愛賞」に作るが、猪飼彦博の説に従って愛を受に改めた。管子集校上、八十八頁参照
- (11) 原文は「本兵」に作るが、許維通の説に従って本を為に改めた。管子集校上、八十八頁参照

- (12) 原文は「不璋兩原」に作るが、梅士享、猪飼彦博、丁士涵の説に従って璋を障に改めた。管子集校上、七頁参照
- (13) 原文は「以說道之」に作るが、許維適の説に従って説の字を衍字とする。管子集校上、三十九頁参照
- (14) 首憲とはほ同じ記述（法令を地方行政組織に確実に伝達するために君主の手に復写を残しておいたり、官僚を罰したりする）が『商君書』定分篇にある。
- (15) 原文は「至習命」に作るが、丁士涵の説に従って至の字を衍字とする。管子集校上、一二五頁参照
- (16) 原文は「十年重適入正禮義五年大夫請受変」は「大夫通吉凶」の後にあるが、兪樾の説に従って「諸侯世一至」の後に移す。管子集校上、一二五頁参照
- (17) この幼官篇の記述も後に付随したものである。註(7)
- (18) 原文は「檐竿」に作るが、王引之、安井衡の説に従って檐を捨に改めた。管子集校上、八十三頁参照
- (19) 原文は「拘之」に作るが、王引之の説に従って拘を射に改めた。管子集校上、八十四頁参照
- (20) 原文は「為大功」に作るが、安井衡、管子纂詁の説に従って功を巧に改めた。
- (21) 原文は「故不為重宝虧其命」に作るが、張文虎の説に従って故の字を衍字として命を令に改めた。管子集校上、八十七頁参照
- (22) たとえば牧民篇の四維を牧民解の一部とする見方がある。管子集校上、九頁参照
- (23) 管子集校上、四十五頁及び四十六頁参照
- (24) 金谷治氏前掲書、第三章「経言」諸篇の吟味を参照されたい。
- (25) 原文は「不可不審」に作るが、王念孫の説に従って審を重に作る。管子集校上、四十六頁参照